

## 成人の風しん任意予防接種の費用助成について

平成31年2月4日から鳥根県が行う風しん抗体検査に合わせ、予防接種費用を助成します。

### <対象>

奥出雲町に住居票があり、鳥根県が行う抗体検査の判定結果により予防接種を推奨された方

\*鳥根県が行う抗体検査の対象者

- ①妊娠を希望する女性
- ②妊娠を希望する女性の配偶者等の同居者
- ③風しん抗体価の低い妊婦の配偶者等の同居者

ただし、過去に風しん抗体検査を受けたことがある方、風しんの予防接種を受けたことが明らかである方、もしくは検査で確定診断を受けた風しんの既往歴がある方は除きます。

### <助成額>

予防接種費用全額を助成（1人1回のみ）

### <申請方法>

役場仁多庁舎健康福祉課窓口にて申請

### <申請に必要なもの>

領収書原本、抗体検査結果、印鑑、振込先口座がわかるもの

### <助成対象期間>

平成31年2月4日（月）～3月31日（日）

\*鳥根県が実施する抗体検査実施医療機関は、鳥根県のホームページ又は健康福祉課へお問い合わせください。

### 【お問い合わせ先】

健康福祉課 健康づくり推進G  
有線：31-5143 電話：54-2781

## ◆◆平成30年度宝くじコミュニティ助成事業◆◆

### コミュニティ活動に必要な備品が整備されました

宝くじコミュニティ助成事業は、宝くじの収入を財源とし、地域のコミュニティの健全な発展を図るためのもので、(財)自治総合センターが宝くじの社会貢献事業の一環として行っています。

今年度、助成事業により馬馳上自治会に防災備品が整備されました。なお、コミュニティ助成事業には、次の事業があります。

- ①一般コミュニティ助成事業
- ②コミュニティセンター助成事業
- ③地域防災組織育成助成事業
- ④青少年健全育成助成事業
- ⑤地域づくり助成事業
- ⑥地域の芸術環境づくり助成事業
- ⑦地域国際化推進助成事業



### 【お問い合わせ先】

総務課 有線：31-5228 電話：54-2505

## 平成30年度 電源立地地域対策交付金事業 大仁農道舗装改修工事を行いました

電源立地地域対策交付金は、ダムなどの発電施設所在市町村に対し、住民の利便性向上のための事業や、地域の活性化を目的とした事業を支援するために国から交付される交付金です。

平成30年度は、この交付金を活用し大仁農道の舗装の経年劣化が著しい区間において舗装改修工事（延長：160m）を行いました。これにより、通行車両への影響が小さくなり快適な通行が期待されます。



▲舗装改修を行った梅木原地内の道路

## 消費者力を身に付けよう!

### 契約をやめたいと思ったら クーリング・オフ

クーリング・オフ制度とは訪問販売や電話勧誘販売などで、契約してしまった後でも一定期間であれば無条件で契約を解除できる制度です。

### ～クーリング・オフができる取引と期間～

取引内容	適用対象	期間
訪問販売	自宅訪問や路上で声をかけ営業所などへ連れて行くなど不意打ち的な販売方法による契約	8日間以内
電話勧誘販売	電話勧誘による契約	
訪問購入	業者が自宅を訪問し貴金属や着物などの物品を買い取る契約	

※お店で買った物や通信販売、自ら依頼した訪問購入はクーリング・オフできません。

### 【相談窓口】 鳥根県消費者センター

0852-32-5916

8:30～17:00（土・祝・年末年始は休み）

※日曜は電話相談のみ（12:00～13:00は休み）

# 平成31年度から 「新たな森林管理システム」制度がスタート

平成30年5月に国会で「森林経営管理法」が成立し、平成31年4月から施行されることになりました。法律の施行にあわせて、「新たな森林管理システム」という制度がスタートします。また、新制度を行うための財源として、昨年度の税制改正で「森林環境税（仮称）」「森林環境譲与税（仮称）」が創設されることも決まっています。これら新制度について、概要をお知らせします。

\* \* \* \* \*

## ●「新たな森林管理システム」とは

この法律では、森林の成長産業化と、森林資源の適切な管理の両立を図るため、

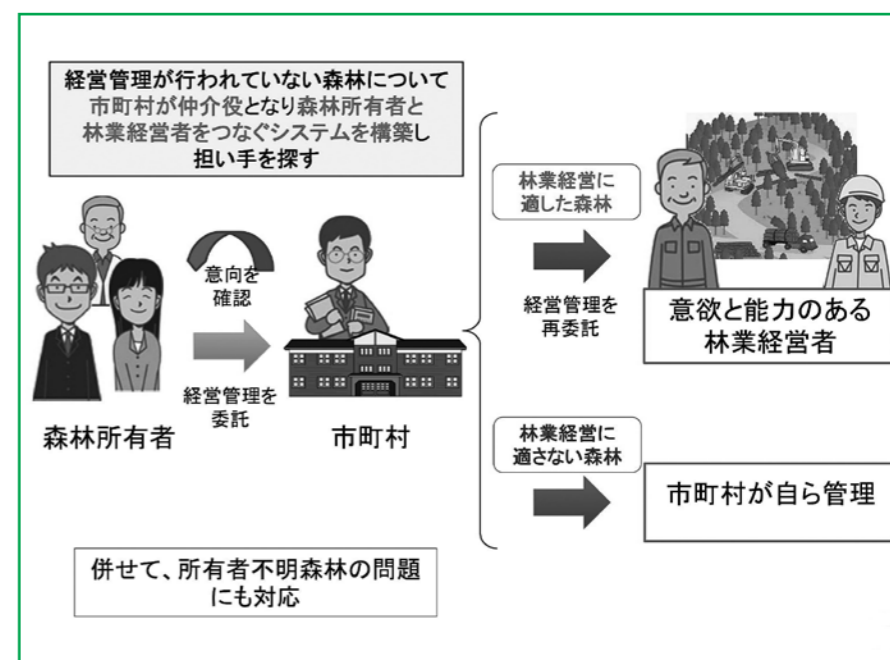
- ① 森林所有者に適切な森林の経営管理を促すため責務を明確化するとともに、
- ② 森林所有者自らが森林の経営管理を実行できない場合に、市町村が森林の経営管理の委託を受け、
- ③ 林業経営に適した森林は、意欲と能力のある林業経営者に再委託する。
- ④ 再委託できない森林、及び再委託に至るまでの間の森林においては、市町村が管理を実施する。

という新しい森林管理の手法を提案しており、これを「新たな森林管理システム」といいます。

市町村が仲介役となり森林所有者と林業経営者をつなぐこの新システムでは、経営管理を町が委託を受け、林業経営体に再委託できる森林か、そうでない森林かを判別しなければなりません。これを審査・判別する機関として、県と町、森林組合等が協力して「地域協議会」を設置することとなり、奥出雲町では平成31年度中にこの協議会を設置することにしています。

また、審査・判別するためには森林のデータを収集する必要があります。奥出雲町では、精緻なデータをできるだけ早期に整備することを目指して、事業を進めていきます。

（※新たな森林管理システムの対象となるのは、森林経営計画未策定地に限ります。）



## ●「森林環境税」「森林環境譲与税」の創設

この新たな森林管理システムの実施にあわせて、「森林環境税（仮称）」と「森林環境譲与税（仮称）」の制度も創設されます。森林が持つ治山や水源涵養、CO2吸収機能など様々な公益性、公共性に鑑み、国民一人ひとりが等しく負担を分かち合って我が国の森林を支える仕組みを作ろうとするものです。国民に税を課す「森林環境税」と、これを森林整備等に使うために地方公共団体に配分する「森林環境譲与税」の二つの制度から構成されます。森林環境税の課税は平成36年度から始まりますが、森林環境譲与税は先行して平成31年度から地方への譲与が始まることになっています。

【お問い合わせ先】 農林土木課 有線：20-4210 電話：52-2673